### 第7回さいたま市自治基本条例検討委員会

### 次 第

平成22年7月26日(月)午後6時45分~ 浦和コミュニティセンター第13集会室

- 1 開 会
- 2 議題
- (1) 広報チームの役割について
- (2)自由討論 テーマ:これまでのグループ討論の振り返り
- (3)テーマ別部会の設置について
- 3 その他
- 4 閉会

### 【配付資料】

- ・次第
- ・席次

資料1 広報チームの役割について(案)

資料2 さいたま市自治基本条例検討の進め方(案)

資料3-1 さいたま市自治基本条例のコンセプト(たたき台)

資料3-2 さいたま市自治基本条例のコンセプト(たたき台)意見集

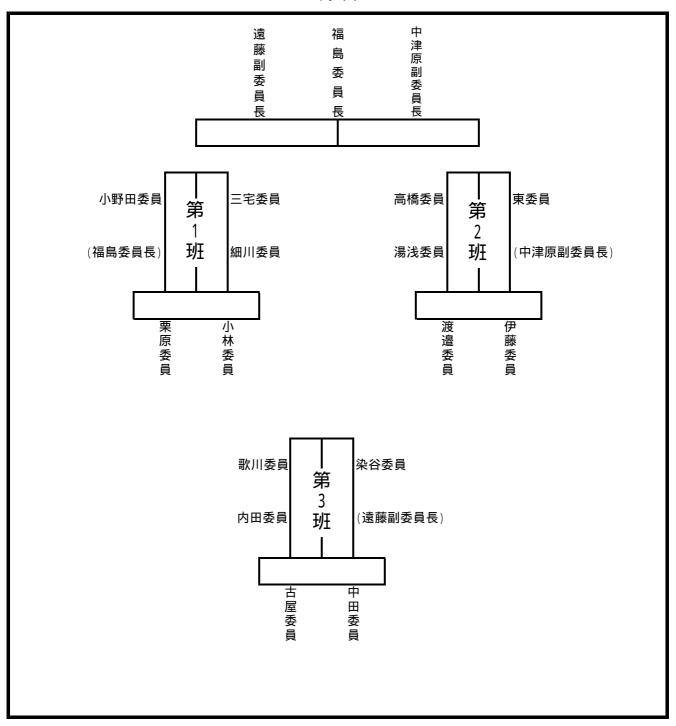
資料4 グループ検討の進め方

参考資料 1 他政令指定都市の自治基本条例の比較 (規定項目)

参考資料 2 タウンミーティングにおける主な意見(6月26日緑区・桜区)

参考資料3 タウンミーティングにおける主な意見(7月4日浦和区・南区)

席次



# 広報チームの役割について(案)

広報チームは、以下の2項目を主な役割とする。広報活動にあたっては、チラシ、ポスター、Webなどの媒体や意見交換会などの機会を効果的に活用し、周知を図りながら、併せて意見を収集する。

### 1.周知

### 【周知内容】

現在、検討委員会を中心に条例づくりを行っていること

「自治基本条例」についての説明

検討委員会における検討内容

意見の集約が図れたものだけでなく、現在論点となっている内容なども含む。

意見交換会、フォーラム等の開催周知

意見交換会、フォーラム等の結果周知

# 2. 意見収集(主として不特定多数の市民を対象とする)

#### 【実施例】

チラシの裏面に意見記入欄を設ける

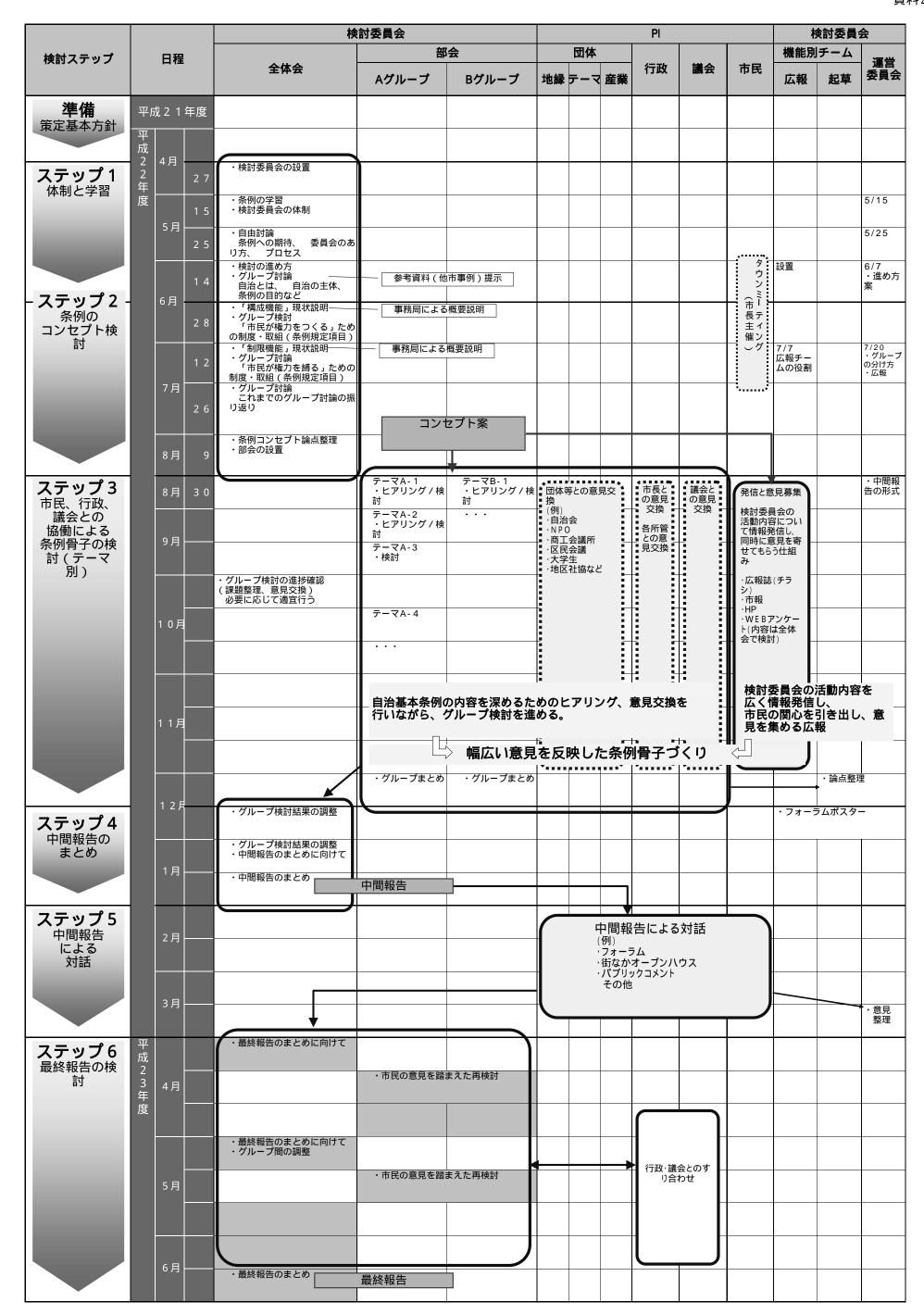
Webによる随時募集(現在も行っているが、より効果的な方法を検討) など

### 意見交換会等(PI)について

各種団体を対象とする意見交換会等については、検討委員会、運営委員会、テーマ別部会が主体 となって実施するが、必要に応じて開催周知や結果周知を広報チームが行う。

### 広報チーム

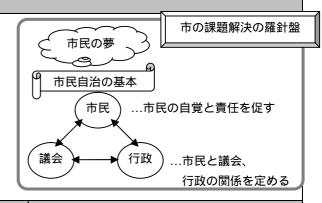
遠藤委員(リーダー) 東委員(副リーダー) 歌川委員、栗原委員、細川委員



# さいたま市自治基本条例のコンセプト(たたき台)

### 1.さいたま市自治基本条例とは

- ・ 市民の"夢"を実現するもの
- 市民自治の基本を示すもの
- ・ 市民の自覚と責任を促すもの
- ・ 市民と議会、行政の関係を定めるもの
- ・ 市の課題解決の羅針盤
- ・ 地方自治法では不十分 地方自治法やその他法律、 条例でも十分では



# 2.さいたま市自治基本条例のポイント

- ・ 市民自治の強化に重点を置く
- ・ "権力"の規制と構成、両面を規定する 権力の構成を重視する?
- ・ 自治を担う人材づくりを重視する
- ・ 市民の信託による市政のあり方を明確に する
- ・ 自治における区や地域の役割を明確にする
- ・ 具体的な変化を起こす条例にする 市民と市政の関係のインデックス化

# 3.さいたま市自治基本条例の性格

- ・ オリジナルな条例
- ・ 新しいスタンダードとなる条例
- ・ 市政を分かりやすく表現し、市民 の関心を高めるための条例
- ・ 分りやすく説得力のある条例
- ・ 法令の範囲内かつ重複しない条例 他の法令との重複や強化も可と する?

### 4. さいたま市のめざすまちの姿

- · 美しい自然の残るまち
- · 美しいベッドタウン
- ・ 安全・安心に暮らせるまち
- 持続可能な循環型社会
- ・ 伝統的な文化や芸術の伝承
- 子どもがいきいきと遊べるまち
- ・ 男女共同参画を推進するまち
- 市民活動の活発なまち
- 市財政の安定
- ・ 少子・高齢化への対応

#### 5.さいたま市の自治のかたち・理念

#### (1)自治の担い手

- ・ 市民、議会、行政
- ・ 自治会 自治会はあくまで任意団体
- ・幅広い「市民」のとらえ方(住民、通 勤通学者等、NPO、企業、その他団体) 自治の主体は「住民」に限定すべき
- ・ 具体的な権利ごとに対象者を限定すべき
- ・ いろいろな立場の人を視野に
- ・ 次代の担い手である「子ども」も検討

#### (2) 自治のかたち・理念

- ・ 市民による自治
- · 補完性の原理
- 市民・議会・行政がそれぞれの役割を 果たす
- ・ 市民による意思決定への参加
- ・自己決定・自己責任
- 自律的地域経営
- ・ 市民と行政が共に何ができるのか = 「協働」が大きなテーマ

## 1. 市民の自治(構成機能)

制限機能と構成機能の、どちらにも採れるものもある。

#### 『権力の構成』とは

#### (1)市民の権利・責務

### 【これまでの議論のポイント】

- ・ 主権者としての市民
- 市政やまちづくりへの参加
- ・ 法を守る責務
- 区民同士のコンセンサスづくりとは

### (2)人づくり

# 【これまでの議論のポイント】

- ・市民の意識改革
- 市民活動の支援

#### (3)情報共有

# 【これまでの議論のポイント】

- ・ 参加・協働の前提となる情報共有
- ・市民に分かりやすい情報提供
- ・ 情報を読み解く市民の育成

### (4)参加

### 【これまでの議論のポイント】

- 議会への参加
- ・ 各行政機関と市民との関係
- 効果的な参加の場づくり
- ・ 参加の様々な制度
- 市民意見の扱い、反映
- ・審議会等委員の選定方法の透明性等
- 公募委員の選定について
- ・ 市民参加が特定の市民に偏らないよ うな仕組み

#### (5)協働

### 【これまでの議論のポイント】

- ・ "協働"の現状
- ・協働とは何か
- ・ 協働の多様な形態
- 協働に求められる視点・姿勢
- ・ 協働を発展させていく視点
  - 市民活動及び協働の推進条例と自治基本条例の関係

#### (6)住民投票

### 【これまでの議論のポイント】

住民投票制度について(検討課題)

#### (7)地域の自治

#### 【これまでの議論のポイント】

- 区行政による市民の身近な意思決定
- 区民会議について
  - · コミュニティ会議について
  - ・ 区民会議やコミュニティ会議等の関係
  - ・ 市民・行政・議会を結び付ける仕組み <市民に身近な相談機能 >
  - ・ 市民の問題提起を総合的に受けとめて くれる窓口
- ・ 住民投票のような直接民主主義とは異 なる仕組みを
  - ・ 市民によるテーマ別課題解決の場、仕 組み
  - 市民の苦情、要求の体系化
  - ・ 市民の苦情、要求のフィルタリング機能
  - · 自治会の相談機能
  - ・ 自治会とNPOの二つの相談機能
  - · 公民館の機能の見直し("身近なかけ こみ寺"など)
  - ・ 公民館と自治会の連携による相談窓口 機能

### 2.議会と行政(制限機能)

制限機能と構成機能の、どちらにも採れるものもある。

#### (1)議会

### 【これまでの議論のポイント】

- 議会への規定の必要性
- ・市民の意見を踏まえた意思決定を
- 議員数削減による弊害
- ・ 議会の解散権
- ・議会基本条例との関係
- 議会からの自治基本条例策定
- <議会への市民参加>
- ・ 市民が参加しやすい議会の運営
- ・議会と市民との対話
- 議会が市民の意見を聞く場
- ・議会における市民の発言権
- ・ 議事テーマの事前公開

#### <議員>

- 議員の誇り
- 議員の報告義務の具体的な方法
- ・ 地元意識と議員の選挙

#### (2)行政

#### 【これまでの議論のポイント】

- ・市民の立場に立った行政運営
- ・ 行政の役割
  - <市長>
  - ・ 市長の権限
  - 市長の誇り
  - 市長の報告義務
  - ・ 市長との対話、相談、提案
  - 市民の意見を踏まえた意思決定を
  - ・ 市民による市長の評価
  - <行政職員>
  - ・ 職員の意識改革と育成
  - ・ 市民による職員評価
  - <情報提供>
  - 行政の市民への情報提供
  - · 情報提供の方法
  - · 個人情報と情報公開
  - ・ 行政情報を横断的に管理する仕組み
  - 行政情報管理の区の役割
  - <行政の応答義務>
  - ・ 市民の要求や提案に対する行政の応答 義務
  - <計画策定・予算編成・評価への参加>
  - ・ 計画策定への市民参加
  - 予算編成への市民参加と監視
  - 行政評価への市民参加
  - < その他の行政運営 >
  - ・ 総合計画の策定と議決
  - ・ 市民の問題提起を総合的に受けとめる 窓口
  - ・ 行政組織の体制・あり方
  - · 会計監査制度

### 3. 国などとの関係

#### 【これまでの議論のポイント】

- ・ 国との協力関係
- ・ 国との対立関係

### 4.条例の位置付け

#### 【これまでの議論のポイント】

- 市のまちづくりの基本としての担保
- ・ 他の条例との関係の整理
- ・ 総合計画への影響力の担保

# 5.条例の運用

### 【これまでの議論のポイント】

- ・ 運用・評価の方法
- ・ 実効性の評価を誰が担うか

# さいたま市自治基本条例のコンセプト(たたき台)意見集

これまでに検討委員会にて出された意見を分類・整理して、構成したもの。

# <u>. 自治基本条例の基本的な考え方</u>

## 1.さいたま市自治基本条例とは

### 【市民の"夢"を実現するもの】

- ・ 自治基本条例は、市民の未来、夢を描くもの。土台となるもの。夢を実現するために、ゆるやかに人々をつなげるもの。
- ・ よりよい社会の実現を目指す条例とする。

### 【市民自治の基本を示すもの】

- さいたま市がよりよい市になるようにその規範。
- ・ 自治基本条例は、市民のために、市民自治のあり方を定めるもの。
- ・ 幸せづくりのベース、基本。
- ・ 自治を可視化した条例にする。
- ・ 自由に意見が出せて、市民が十分議論や意見交換ができる場を保障した条例とする。

#### 【市民の自覚と責任を促すもの】

- ・ 市民が自治を担う主体であることを規定し、自覚と責任を促すものであること。
- ・ 助け合いの意識を高め、啓蒙するものであること。

#### 【市民と議会、行政の関係を定めるもの】

- ・ 決定権を委ねてきた議会と行政、自治の主体である市民との関係を明らかにするものであること。
- 市民と、議会・行政をどう関係づけて組み合わせればよいかを考えたい。
- ・ 市民とともに歩む市政の姿を明確にし、市民による市政の確立を目指す。

#### 【市の課題解決の羅針盤】

- さいたま市で問題が起きた時に、その問題・課題を解決できる羅針盤となるもの。
- さいたま市の抱える問題の解決を助けるもの。
- ・ 自治基本条例が、さいたま市の問題・課題解決の明確な判断基準となるもの。
- 市民にとって解決しなければならない課題があったときに、どういうルート、仕組みが考えられるか、あるいはその方向性を示すのが、自治基本条例の役割である。

### 【地方自治法では不十分】

- ・ 地方自治法には、市民の参加権など足りない部分がある。
- 制定された当初はともかく、現在において、地方自治法は時代に合わなくなっていると思う。

#### 【地方自治法やその他法律、条例でも十分では】

- ・ 地方自治法のような大まかな仕組みで十分ではないか。細かな点は他の法律や条例に定めてある。
- ・ 行政運営の改善を図るなどの目的があったとしても、条例で細かく決めれば達成できると は思えない。
- ・ 市民に対しても条例で定めることの効果がどれくらいあるのか。一人ひとりの意識の問題が大きい。

# 2.さいたま市自治基本条例のポイント

### 【市民自治の強化に重点を置く】

・ 人権の保障等は他の法律等で保障されているので、自治基本条例では、住民自治の必要性・

重要性が認識されるようにするとともに、住民自治を一層強化・深化することにポイントを絞るものとする。

- ・ 他の法律や条例などとの重複は避けて、住民自治の強化を特徴としたものとすること。こ の住民自治の強化を特徴とした条例を「さいたま市方式」とする。
- ・ 自治基本条例の本質である住民自治の強化・深化を図る。
- ・ 住民自治の一層の推進を目指す。
- ・ 自治とは、「市民自治」が基本。市民による、市民のための、市民のガバメント(統治)。
- ・ 「市民が主体」ということについては、「補完性の原理」「近接性の原理」という考え方が 重要だ。直接民主主義に基づく間接民主主義ともいえる。
- ・ いかに「市民が主役のまちづくり」が実現できるか。
- ・ 市民が自治に目覚め市民主体の自治の実現を通して、市民が行政に参加したくなるように なること。
- ・ 「新しい公共」という考え方をどう具体化するかが、さいたま市の独創性になる。お互い の「自立と自律」を軸に考えたい。
- ・ 市民の自治意識を醸成する内容を持った条例にする。
- ・ 市民が自治に目覚めること。
- ・ 市民主体の自治のあり方を明確にし、市民主体の自治の実現を容易にすること。
- ・ 策定プロセスを通して「私」を変えることが必要である。私は、これまで出席したことが なかった地元自治会総会に、今回検討委員会の委員になったことをきっかけに、初めて出 席した。
- ・ 行政と市民の新しい関係を構築した条例とする。
- ・ 参加や協働の定着は、「お上にお願いする」という意識から「主体」としての意識改革になると思う。市民に意識の中に陳情・請願という言葉がなくなるだろう。
- ・ 市民の参加を重視した条例にする。
- いろいろな参加の仕組みを用意する。
- さいたま市にはいろいろな活動があり、それらが参加でき新しい力になることを目指す。
- ・ 行政が市民活動の良さを再認識できる条例にする。
- ・ 条例を契機に市民活動が盛り上がる条例にする。
- ・ 条例は自律と義務、責任をキーワードにする。
- ・ 暮らしやすいまちをつくるための市民が守るべきルールを示す。
- ・ 市民が「生きがい」を感じられる生き方ができるように、権利と義務を明確に定めた条例 とする。

#### 【権力の規制と構成、両面を規定する】

- 「権力規制」と「権力構成」のどちらかではなく、2つの機能が必要だ。
- ・ 行政や議会についての規定と、市民の意識や活動を盛り上げる規定の両方が必要だ。
- ・ 市民、議会、市長の責務と権限のバランスが大切だ。
- ・ 市民と議会、行政の役割を明確にした条例とする。
- ・ 市民が代表として選んだ議員の決議権(決定権)と、市民の自治との関係について整理が 必要だ。

#### 【権力の構成を重視する?】

・ 「市長(執行機関)及び議会」の仕事の中には、「市民に対して行う仕事」と、「市民には 直接的には関係のない仕事」がある。後者の「市民には直接的に関係のない仕事」につい ては、条例であれこれ定めても一般の市民には理解できないし、関心がないことではない か

#### 【自治を担う人材(市民・議員・職員)づくりを重視する】

- ・ まちづくりに関心がない人も関心が持てるようにしたい。
- ・ 少子高齢化、財政の悪化などを背景にして、これからは行政に頼るのではなく、市民がまちをつくる時代だ。市民の意識改革が必要だ。
- ・ たとえば、高齢者がもっとまちづくりに参加できるはずであり、チャンスである。市民も

汗をかく、参加意識を持たなければならない。

- ・ さいたま市の特性として、多様な人材がいることが挙げられる。しかし、そうした人の多くはまだ潜伏している。そうした多様な市民を自治を担う人材として発掘することが課題である。
- ・ 自治を担う人づくりを重視した条例にしたい。
- ・ 役割分担を考え始めると組織論で終始する場合がある。まずはまちづくりや人づくりから考える。
- ・ 市民一人一人が自治をつくる人になっていくための学習や啓発などの仕組みを大事にした 条例にする。
- ・ 行政職員は、市民と対立関係にあるのではなく、市民の一部だという意識を持つこと。
- ・ 市職員や議員は、組織を守るのではなく、「市民のために働く」という意識を新たにしてほ しい。市職員や議員の意識改革にもつなげたい。

#### 【市民の信託による市政のあり方を明確にする】

- ・ 市政は市民の信託によるもの、という意識を定着させるため、これを明文化したい。
- ・ 市民が自治の主体、ということは、そのために議会と行政があり、市民とどのように関係 付けるかが重要だ。
- ・ 市民の自治がしっかり確立されていれば、議会(政治家)と行政(市長)をチェックでき、議会、 行政の暴走を止めることができる。
- ・ 住民や市民の自治が確立され、行政をチェックできるようになると、市政が見えてくると ともに、行政の動きに理解、納得する部分も出てくる。行政を身近に感じられるとともに、 行政が発展していくことが期待出来る。

#### 【自治における区や地域の役割を明確にする】

- 区の役割をはっきりさせた内容にする。
- ・ 現状では、区独自のまちづくりの予算が少なく、区自らまちづくりを進めるには困難な状況で、区独自にまちづくりに取り組める行財政の組織となるように条例の中で考えたい。
- ・ 各区の特徴をそれぞれ条例に盛り込みたい。例えば、浦和、大宮、与野、岩槻の歴史を表現し、それでいて全体を結び付けるものが表現できればよい。

#### 【具体的な変化を起こす条例にする】

- ・ 自治の憲法 = 市としてのアクションプランの根本になるもの。理念だけでなく、自治基本 条例をもとにしてアクションに移せるものにする。
- ・ つくって終わりにしないで、具体的な変化を起こす条例にする。
- 市民や行政が、条例で、新たな取り組みがいろいろと出来る内容にする。
- ・ 実際の活動の場面でどう役立つ条例になるのか、シミュレーションを。
- ・ 市民が提案しようとしている『まちづくり条例』の裏づけとなる条例にしたい。
- さいたま市を活性化するものを組み入れた条例とする。

#### 【市民と市政の関係のインデックス化】

- 市民にとって、市政に意思表示を行うための手続、制度、仕組みは既に多々あるが、全体 像が分からないので、それをインデックス化して分りやすくするのが自治基本条例の目的 だと考える。
- ・ そのため、制定後の普及啓発もあわせて重要になる。学校教育との連携なども考えたい。

# 3.さいたま市自治基本条例の性格

### 【オリジナルな条例】

- さいたま市オリジナルの条例がつくれるか。
- ・ 議会に認められるような、特色のある条例にしたい。
- ・ 他の自治体の自治基本条例は、憲法的なものが多く、従って "総花的"である。総花的な 自治基本条例ではいけない。

### 【新しいスタンダードとなる条例】

・ 現在、たとえばニセコ町の条例が有名だが、これからの"見本"となるような他市に誇れる、新しいスタンダードになれる条例を目指す。

### 【市政を分かりやす〈表現し、市民の関心を高めるための条例】

- なぜ市政が日々の生活の中に見えてこないのか。どこに原因があるのか。
- ・ 市民がやるべきことを条例で規定して市民意識を底上げできるとよい。
- 自治に関心のない市民に呼びかける機能を持たせたい。
- ・ 条例は、関心を持っていても参加に二の足を踏んでいる人たちの背中を押す役割を持たせ るとよい。
- ・ 関心を持っていても参加しないのはだめなのか。体力的・時間的な問題で関心があっても 参加できない人がいる。
- ・ この条例に基づいて人の輪を広げるために努力し続ける必要がある。20~30年の長期的な ビジョンが必要だ。
- ・ 名称は「さいたま市『住民自治』基本条例」とする。意図的に「住民自治」を名称に入れ その真の意味を理解してもらう。
- ・ 市民の関心を喚起するために、市章、市の歌、市の歴史を自治基本条例に盛り込みたい。
- ・ 市の組織体制、条例体系など、市のあり方、市役所のあり方を一目で分かるように表現するためのツールとして自治基本条例を使えるのではないか。
- ・ 市の構成として、10区の成り立ち、市の組織体制、環境や社会福祉など市の課題を表現する。

#### 【分りやす〈説得力のある条例】

- たくさんの市民に分りやすく、納得のいく文章で書かれた条例にする。
- 一読して分かりやすい条例とする。

### 【法令の範囲内かつ重複しない条例】

- ・ 日本国憲法や地方自治法の範囲内での条例であるべき。
- ・ 人権の保障等は他の法律等で保障されているので、自治基本条例では、住民自治の必要性・ 重要性が認識されるようにするとともに、住民自治を一層強化・深化することにポイント を絞るものとする。(再掲)
- ・ 他の法律や条例などとの重複は避けて、住民自治の強化を特徴としたものとすること。こ の住民自治の強化を特徴とした条例を「さいたま市方式」とする。(再掲)

#### 【他の法令との重複や強化も可とする?】

・ 憲法や地方自治法、市の条例などで制限するものを個別に定めてあるが、重要なものは二 重になっても書き入れる、又は、強化する視点で検討する。

# 4. さいたま市のめざすまちの姿

・ 市民意識調査結果を見ると、さいたま市の魅力は小さく、特に、若い人は魅力を感じてない人が多い。年配の方との魅力に対する認識の開きがある。

#### 【美しい自然の残るまち】

・ 見沼田んぼなどの美しい自然を残すことを示す。

#### 【美しいベッドタウン】

- ・ さいたま市は住宅地なので、美しいベットタウンとして形成されるまちをめざすことを示 す。
- さいたま市に住んで良かったと思えるまちにすること。
- ・ 120 万人の人口を有するさいたま市が「日本に誇れるまちづくり」、「日本一のまち」として確立されること。
- 例えば、リッチではないけど、それを忘れられる良いまちにすること。
- 市民が生活に不自由を感じさせないまちをつくることを目的とした条例にする。

#### 【安全・安心に暮らせるまち】

- ・ 戦争不参加、非核などの宣言をしたい。
- ・ 治安や防災対策によって安全、安心に暮らせるまちにしたい。

#### 【持続可能な循環型社会】

- ・ 次世代が活用できる環境を残したい。
- ・ 持続可能な社会をどのようにつくりあげるかを示した条例とする。

#### 【伝統的な文化や芸術の伝承】

・ さいたま市にあった伝統的な食文化や芸術、お祭りを伝承したい。昔あったものを掘り起 したい。家族や地域の輪が大切だ。

#### 【子どもがいきいきと遊べるまち】

・ 子どもに遊び場をつくりたい。子どもに配慮したまちづくりを。

### 【男女共同参画を推進するまち】

- ・ 女子教育に携わってきた体験から、「男女共同参画社会」の推進、「幼保一元化」の推進な どが図られるまちにすること。
- ・ 市民が男女共同参画でまちづくりを行う「自治」の実現を示した条例とする。
- ・ 男女共同参画のさいたま市としてのあり方を文章化したい。例えば幼保一元化など。

### 【市民活動の活発なまち】

- ・ 全国の自治体の中で最も市民活動が活発な市を目指した条例にする。
- ・ NPO法人の活動や女性の育児、高齢者の生きがいが保障される社会のための条例とする。 【市財政の安定】
  - ・ 結局のところ市民参画が良好であるなら、財政的な無駄が無くなり健全化する。日本一の 財政安定の市にしたい。

### 【少子・高齢化への対応】

・ 少子・高齢社会にどのように取り組むかを示した条例にする。

# 5.さいたま市の自治のかたち・理念

#### (1)自治の担い手

#### 【市民、議会、行政】

- ・ 自治は、市民、議会、行政が担う。
- 市民起点、市民視点の発想を持つことが必要だ。
- 自治を担う主体は「市民」であるとともに「行政」も協働者である。
- ・ 治者と被治者の自同性、つまり、政府を治めていく者と、治められる者を同一視できる状態を確立できることが必要とされている。
- ・ 市民が主体であるが、市長、市職員等の行政、議会が一体となって自治を運営する。
- ・ よく「市」というが、行政だけを言う場合と、行政、市民を含めた総体として言う場合が ある。きちんと定義をした方がよいと思う。
- ・ 全体としては、市民や行政など総体として捉える。そして、具体的に役割分担をする場合 は、その中を市民、行政などに分けて考えればよいのではないか。

#### 【自治会の役割】

- ・「自治」というと「自治会」のイメージがある。
- ・ 旧市街地部分などでは、古くからの住民が中心となり新住民があまり参加せずに活動して いる自治会がある。今後、団塊世代の参加などにより、自治会の役割や機能の進化が期待 される。
- ・ 市民にも、市民自らが自治会活動に参加していないと、自治会の持つ機能を担えないとい う自覚を持ってもらうことが大事である。
- 一方、自治会長などは、元気で時間のあるリタイアした人等しか出来ないのも現実である。
- ・ 将来、地域で個人の情報を共有しないと危険な状態になる。災害時や孤独死などに備えて、 誰がどこに住んでいるのかを把握する必要がある。

- ・ 民生委員は知っているが、守秘義務があり、いざと言う時に地域で支えあえるかどうか分 からない。
- ・ 住民の高齢化に伴って、最近になって自治会に加入し直したマンションがあった。自治会 への期待は大きいと思われる。
- ・ 地域の自治に関して、自治会の役割は大きく、自治基本条例で何かしら位置付けることを 考えたい。

自治会はあくまでも任意の団体であり、その位置付けにおいて現在うまく機能していると 考えているので、条例で位置付けられ、過度な期待をされるのは困る。

・ 多くの住民にとっては自治会の活動が見えず、魅力や役割が分からない。自治会も、議会 も行政も、『見える化』が重要だ。

### 【幅広い「市民」のとらえ方】

- ・「市民」の定義は幅広く考える。
- ・ 住む人、働く人、学ぶ人、一時的にとどまる人。市の市民活動及び協働の推進条例の規定 と同じ。
- ・ 市に住む子どもから大人まで。
- ・ 「市民」の規定については、市民活動及び協働の推進条例における「市民」の扱いを尊重 しながら調整する必要がある。
- ・ 住所を有する者、通勤通学者、NPOなどの活動を行っている団体及び人、企業、地縁団 体。
- ・ 市民には在住、在勤、個人、法人、外国人も含む。
- ・ さいたま市は、多くの市民の社会的な活動で成り立っている。市民の定義を幅広くとった ものであること。住んでいる人だけでなく、働く人、学ぶ人、活動する人などを含めて考 える。
- ・ 市職員も市民の一人であるという自負を持ってほしい。
- ・ さいたま市に税金を納めている人、その家族。企業、学校などの団体も税金を納めている ので「自治の担い手である市民」と言える。
- ・ 住民だけでなく、働く者、学ぶ者、活動する者を市民と考え、自治の主体と考える。
- ・ 市民は全てを対象にする。例えば住む人、働く人など。また、既に亡くなった「過去の市 民」やこれから生まれる「将来の市民」も加えてはどうか。私たちは過去・現在・未来と つながっている。そうした時間軸を意識してもよいのではないか。
- ・ いわゆるヨーロッパで実現してきた「シティズン・シップ」としての「市民像」とは、た だ住んでいるだけの「住民」ではなく、権利とそれに対する責任を果たすものだ。
- ・ この意味での「市民」とは、日本には馴染みにくい言葉だろう。公共的なことを市民が担 う、という意識になりにくい。古くから行政組織を「お上」と呼んで、お願いしたり頼っ たりしてきた文化がある。市民にも行政にも、その意識改革が必要。
- ・ 現在では、EU など、人・物・金の流れが国境を越える動きも出てきている。これは「世界市民」の出現と言えるのではないか。
- ・ 日本では、以前は、世間といわれるものや村落共同体があり、そこに属していれば権利が 守られていた。しかしそれが壊れている現在、個人が直接に社会とつながらざるを得ない。 そのため、いまこそ、一人ひとりが「責任のある市民」としての自覚を持つべきだ。
- ・ その意味を強調するために、条例の名称を「市民自治基本条例」として、「責任ある市民像」 を浸透させるためにこの条例を使いたい。
- ・ 「シティズン・シップとしての市民」という考え方であっても、国はなくならない。その 土地特有の文化、歴史、言語は特有のもの。「国家」という制度的なものではなく、「くに」 という概念で考えたい。「さいたま市」においてもこのような感覚で広く「まち」「さいた ま市」を捉えられないか。

#### 【自治の主体は「住民」に限定すべき】

- ・ 自治の主体に「住民」は欠かせない。
- 自治の主体である市民とは、住んでいる人。

- ・ 自治基本条例における自治の主体である「市民」は、地方自治法第 10 条にある「住民」に 限定すべきだ。
- ・ 「住民」とは、権利がある一方で、負担を分担する義務を負っている者であり、権利と義 務をあわせて考えたい。
- ・ 「シティズン・シップとしての市民」という考え方は、突き詰めれば、「国」「国家」とい う概念が壊れてしまう方向に行くのではないかと心配する。
- ・ 自治の主体を、住民以外に拡大してしまうと、実際にそこに暮らしている多くの一般の人 のための自治にならない可能性があるのではないか。例えば、ある目的で集まった集団が 思想的、政治的な言動をして、それがあたかも市民を代表するかのようになってしまうこ とがあるのではないか。

#### 【具体的な権利ごとに対象者を限定すべき】

- ・ 市民は幅広くとらえるが、意思決定に参加するものは、その内容により具体的に規定する 必要がある。
- ・ 自治を担う主体の定義は必ずなければいけないのか。年齢や在住・在勤の有無など、細か く決めても例外が出ることもある。
- ・ 定義は、必ずしもしなくてよいと思う。最初は広く大まかにし、市民投票などの具体的な 権利については、そのケースごとに定義すればよい。

### 【いろいろな立場の人を視野に】

- 自治の主体は、ひとりひとりの市民。問われるのは、多様な市民の存在への想像力。
- ・ 子どもや障害者、外国人等、どのような市民にも当てはまる内容の条例にする。
- ・ 多様な市民の存在を大事にする。
- ・「市民」には多種多様な人がいることを理解する。

### 【次代の担い手である「子ども」についても検討】

- ・ 自治の主体には、次代を担う市民として「子ども」も加えたい。
- ・ 文教都市として、未来を担う子どもを重視して考えたいが、教育との関係でどのように位 置付けるかは検討課題だ。

### 【市内の企業について】

- ・ さいたま市の産業(企業)を条例の中でどのように扱うかは課題と考えている。
- ・ さいたま市に住み、さいたま市の企業に勤めている人も多い。また、企業の中には地域に 役立ちたいと考えている企業もある。企業も人として市民に位置付けてもよいと考える。

#### (2)自治のかたち・理念

#### 【市民による自治】

- 自治とは、自ら治めること。
- ・ 政治・経済・社会は成熟し、あらゆるものが変わった。今は、自分たちの問題は自分たち で処理する必要があり、自分たちのことは自分たちで決める時代だ。
- ・ 自らのことは自らが行う。市民自らの意志で自治体を運営する。
- ・ 市民の中には自治体運営に無関心な人たちがいる。彼らの関心を引き出し、多くの市民に自治の場に参加してもらうことが重要だ。
- ・ 参加 協働 部分自治 自治の順でレベルが上がっていく。
- ・ 市民自治、地方自治、住民自治など。それぞれの主体が行う自律した活動や行動。
- ・ 「自治=自ら治める」。主人意識。
- ・ 「自治」とは、「市民参加」や「協働」を内包する概念。
- ・ まちのあり方についての主体的な担い手としての市民の自覚と責任が必要。
- ・ 「自治=自ら治める」。この「主人意識」は「自己中心」であってはならない。
- ・ 「さいたま市の自治」は対「国」に対しての自治であり、「区の自治」は対「さいたま市」 に対しての自治であり、その根本にあるのは「市民の自治 = 住民自治」である。

#### 【補完性の原理】

・ 個人や小規模グループのできないことだけを政府がカバーするという考え方を基本にした、

相互補完の原則を持った自治とすること。

- ・ 共助、自助、互助の社会であること。
- ・ 若い人が社会参加をしやすいようにするため、自治会の在り方を再度検討することが必要 だ。
- ・ 市から区への分権、市からNPOや自治会など市民資源への分権という流れをどうつくり だすかが考えられなければならないのではないか。

#### 【市民・議会・行政がそれぞれの役割を果たす】

・ 議会、市民、市長、市職員それぞれが役割をもって自ら治めることが自治だ。

### 【市民による意思決定への参加】

- ・ 自治は市民が自らを治めること、市民が市政の意思決定に参加することである。意思決定 への参加には、直接的に関与する市民もいれば、他人を通じて間接的に関与する市民もい る。参加の仕方にいろいろな形があることを理解した上で自治を考えることが重要だ。
- ・ 市民要望が市政に反映されること。
- ・ 現状は、市民の声を反映するシステムが不明確。これを明確にすること。
- ・ 自治を生かすのは主権者の責務であり、市民が積極的に参加していくことを目指す市政で あること。
- ・ 市民には義務もあり、エゴは許されないことを前提にする。
- ・ 「市民参加」と「協働」は区別する必要がある。
- ・「市民参加」とは、行政のやることに市民が協力するイメージだ。

#### 【自己決定·自己責任】

- ・ 地方分権一括法により、国と地方自治体の関係が上下から対等になった。地方自治体は「自己決定」「自己責任」の考えに基づいて、市民参加により市民が自主的に問題解決ができる自治体運営を。
- ・ 自己決定と自己責任による社会であること。
- ・ 自治とは、判断と責任を持つことだ。
- ・ 自主・自立のまちのために憲法をもつ。

#### 【自律的地域経営】

- ・ 市民により自律的地域経営ができる社会であること。
- 市民が市の財政を理解することが必要だ。
- ・ 市民が地域の生活を自主的に運営していく社会。
- 身の回りの問題から権限を持って活動できるようにする。

#### 【市民と行政が共に何をできるのか=『協働』が大きなテーマ】

- ・ そもそも、自治基本条例の制定が必要とされる背景には、市政への参加も含んだ広い意味 での「協働」の必要性があると考える。
- ・ 「協働」とは、危機管理の側面から考えると分かりやすい。例えば災害や財政破綻などの 「困った状況」になったとき初めて、人とつながろう、ネットワークが必要になると思う。
- ・ この意味では、「協働」とは、市民や行政の権利・責務、制度などを語るのではなく、「みんなでどうするのか?」という運動として考えるべきだと思う。
- ・ 協働を位置付け、その役割を示す。

# . 具体的検討の枠組み

これまでの意見から整理した検討事項

権力の「構成機能」と「制限機能」の重複について

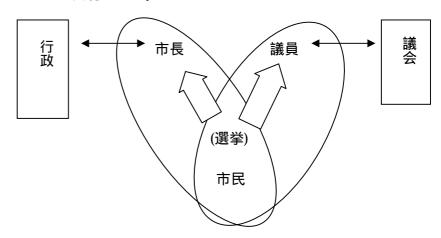
- ・ 例えば情報公開など、制限機能と構成機能にはどちらにも採れるものがある。どのように 整理するか。
- ・ 重複してもよいから両方の面で考え、まとめる段階で、市民からみて重要と思われる視点 から整理したらよいと思う。

#### 『権力の構成』とは

- ・ 権力を「構成」するということは、市民が参加もしくは参画することによって、権力の決 定に加わっていくことではないか。
- ・ 「市民が権力をつくるには」という議論の前に、「権力をどう考えるか」の議論が必要である。
- ・ 権力とは「人の運命に関わることを左右する権限」ということではないか。例えば「道路 を造るから家を移れ」ということもあるし、ときには「国のために命を差しだせ」という こともある、そうした人の運命に関わることを決める権限ということだと思う。
- ・ 権力を「制限」するということと、権力を「構成」するということとのつながりが見えない。
- ・「協働」ということについても、市民と行政が公共的な事業を一緒に担っていこうということであり、行政の仕事を市民が手伝うということではない。市民と行政が"一緒に決定" していくということ、市民と行政がともに決定権をもつということであるべきではないか。
- 市民は、二元代表制という制度の中で、4年間の任期という条件で、市民が選んだ議会と 市長に権限を委ねているはずで、行政に決定権を委ねているわけではないはずではないか。
- ・「権力の構成」とは、市民が議会や市長に委ねている権限に、市民がどう働きかけをしていくかということではないか。議員や市長を市民が選ぶことは、白紙委任をすることではないはずで、自分たちが選んだ議員や市長が行使する権限を、市民自身が監視し、意見を述べ、働きかけていくことではないか。
- ・ 二元代表制という制度のなかで、市民は選挙権を持っているのだから、すでに市民は権力 を持っているといえるのではないか。
- ・ 市と市民との関係、国家と国民との関係はイコールの関係としてみていいのか。憲法には 国民が主権を持っていると謳ってある。
- ・ 市民の代表である市長が、物事を決める権限を持っていることと、国会で選ばれた首相が 物事を決める権限を有していることとは、市民の立場からは、本質的に異なる制度である。
- 「市を構成するのは市民だ」ということをもっと強く認識すべきである。その市民が議会 に意思決定を委ね、決定したことを実行に移すのが行政であるという構図であるべきでは ないか。
- ・ 市民が、主体的に自分たちの選んだ議員や市長に働きかけて、意思決定と執行に参加、参 画することが権力の構成に結びつくのではないか。
- ・ 市長と行政職員との関係について。例えば、学校給食をよりよい方向にしたいということ で市民が行動をしても、実態は教育長が権限を持っているケースがある。実際には行政が 権限を強く持っている印象がある。
- 市における権力の構成を図に示すと次のような構図になるのではないか。
- ・ この構図からは、権力を委ねた市長、議員、そして権力の源泉である市民との関係は、バ ランスが取れているといえる。
- ・ 市長を選んだのは市民であり、議員を選んだのも市民である。権力の構成、権力への参加 とは、「市民と市長」「市民と議員」の関係をもっと密接な関係にする、市長や議員の位置

をより市民に近い関係にもっていくことではないか。

- ・ 市長は暴走することがあるから、それに対しての「制限」をすることは必要である。
- ・ この図をもって権力の構成のイメージが共有できた。



# 1. 市民の自治(構成機能)

#### (1)市民の権利・責務

#### 【主権者としての市民】

市民は、単なる「有権者」ではなく「主権者」として位置付けたい。

#### 【市政やまちづくりへの参加】

市民は、市政や自治について意見を述べ、行動することが求められる。またその場が保障 されなければならない。

#### 【法を守る責務】

- ・ 市民、住民は、法を理解し守る責務がある。
- ・ 市民が不当な権力を持つことは規制する必要がある。
- ・「法を守ること」を前提にした市民の権利・責務がある。

#### 【区民同士のコンセンサスづくりとは】

- 市民が行政や議会に意見を言う場ができたとしても、市民同士のコンセンサスをどうつくるのかが重要だ。その方法を考えたい。
- ・ 市民から発言された意見を市民が聞くこと、情報の集約が必要だ。

# (2)人づくり

### 【市民の意識改革】

- ・ 市民一人一人が自信を持って参加しないと、主体的な参加は難しい。そのため、市民が参加するための自信をつけていくことが重要だ。
- ・ 市民一人ひとりが政治的な教養を持つこと。
- 参加を促す人材づくり。
- ・ 市民が主体的に関わることが大事。
- ・ 自らの発言と行動に責任を持つ。

#### 【市民活動の支援】

- ・ NPO などの市民の活動を支援する。
- ・ NPO の支援により、市民活動の活性化、財政再建も果たせると思う。
- ・ さいたま市を活用した市民活動のあり方を考えたい。例えば、若手の市内農家の手伝いを 就活中の青年が行って、青年の自立のための活動とするなど。

#### (3)情報共有

#### 【参加・協働の前提となる情報共有】

- ・ 行政と市民が同じ情報を持っていることが参加と協働を進めるための条件だ。
- 情報は市民のものであり、市民には情報を知る権利がある。
- ・ 本来、市民が情報を持っているものだが、圧倒的な多くの情報を持っているのが権力者た る行政である。行政には、情報はすべて公開するという姿勢が必要だ。
- ・ どこにどのような情報があるかを、市民に分かるようにする透明性が必要だ。

#### 【市民に分かりやすい情報提供】

- 詳しく分りやすく、市民に納得のいく情報提供を行ってほしい。
- ・ 行政の仕組みが縦割りとなっていて、その中で情報公開されるので、個々の情報が全体の どこに位置付けられているか分からない。今の情報公開制度では、総合的な視点から、情 報の中身や意味を判断することが市民には難しい。体系化された情報公開の仕組みをどの ように作っていくか。

#### 【情報を読み解く市民の育成】

・ 市民は、どこにどの情報があるか理解し、情報を読み解く情報リテラシー (知識 + 技術) 能力を持つことが必要だ。その支援をどのように行うか。

#### (4)参加

#### 【議会への参加】

- 市民が議会に参加することが必要。選挙だけではない方法を検討したい。
- ・ 公聴会や説明会などの事例がある。
- ・ 議会基本条例では抽象的にしか書かれていないので、議会への市民の意見反映・参加について触れる必要があるのではないか。
- 市民の多くの人が参加の仕組みが分からないために市民の力が発揮されていない。その参加の入口を丁寧に示す条例にする。

### 【各行政機関と市民との関係】

・ 教育委員会等の各種機関の役割、市民との関係を明らかにする。

#### 【効果的な参加の場づくり】

- ・ 市民が積極的に参加しやすい方法と工夫が必要。
- ・ 限定された人の声を拾う仕組みではなく、PTA や自治会も含めて、広く意見を拾う工夫を。
- まちづくりについて行政主体から市民参加で行うことを強化する。
- 市民の多くは、行政に対して意見を言える機会があることを知らない。行政を身近に感じられない。
- ・ 多くの市民の声を拾う仕組みをつくる。PTA、自治会、保育園など。
- ・ テーマごとに相応しい団体、市民に意見を聞く、効果的な方法が必要だ。

#### 【参加の様々な制度】

- 市民意見を把握するために、行政・議会は、身近な公聴会を積極的に行う。
- ・ 例えば都市計画の提案制度など、市民の提案権を保障する。
- ・ 市民の「異議申し立て」の権利を保障する。
- 市民が自らの生活や環境に関して計画をつくる権利を保障する。
- ・ 市民が参加できる政策評価制度をつくる。
- 市民が市政に参加するにあたり、その方法、システムを明らかにする。

#### 【市民意見の扱い、反映】

- ・ 市民の声を市政に活かす、巻き込むための機関が必要。
- パブコメなど意見を聞く場があっても市民の意見が反映されていないと感じることが多い。むなしく感じる。
- ・ まずは、いろいろな人が意見を言える場を提供することが課題だ。

#### 【審議会等委員の選定方法の透明性等】

参加する市民の数が増えても、同じ人が何度も手をあげたり、選ばれたりするような、参

加の窓口が限られてものになるのは避けたい。

- ・ 委員会など参加する人々の選定の透明性・民主性を大事にする。
- ・ 例えばランダムサンプリング方式など、多くの市民の声が反映できるような参加の方法を 考える。

#### 【公募委員の選定について】

・ 今回の自治基本条例について、20 人中 12 人の公募市民を委員に選定して条例案を策定しようなどということは、ひと昔前の行政では考えられなかった。昔は、職員だけで条例案も作っていたし、委員会を作っても職員が原案を作って承認を得るだけの装置に過ぎなかった。今回は80 人の応募があって、12 人が委員になり、その市民自身が条例案を作ろうと論議している。そういう面からは画期的に進化しているといえるが、ただ12 人を選んだのは職員であって、行政が根幹の部分を決めているという構造は残っている。もっとも、市民自身が市民委員を選ぶという形を想定すると、もともと条例を策定するのは議会の仕事であって、それは市民の投票で議員を選ぶということと変わりないことになる。行政の設置する委員会や審議会の委員を選ぶための市民委員会を考えるなど、まだ工夫の余地があるのではないかと思う

### 【市民参加が特定の市民に偏らないような仕組み】

・ 自治を担う主体は市民であるが、市民参加が特定の市民に偏ったり、固定されたりすると 既得権益が発生したり、特定の市民の意見が大きく市政に影響を与えることになるので、 参加の方法や仕組みを工夫する必要がある。

#### (5)協働

#### 【"協働"の現状】

- ・ NPO 活動を通しての現状認識としては、「行政がやるべきだ、あるいは行政といっしょに やる必要がある」といくら市民が主張したり要請したりしても、行政がやりはじめたり、 行政といっしょにできるというものではない。むしろ市民は、行政はあてにできないから もう自分たちでやろうと独自に主体的に活動を続けてきた。そこに最近になって「協働」というキーワードで行政がついてきたと感じている。また、かつてに比べて公共的課題が 次々と生まれて複雑化している。そうした状況の中で、「協働」というかけ声だけではうまくパートナーシップが進んでいるとは思っていない。「市民と行政の対等な関係とは?」と 模索しながら活動しているというのが実情ではないか。
- しかし、「協働」とは現段階ではスローガンであって、仕組み、制度として確立していない。
- ・ 「協働」と言いつつ立場が対等でないことがある。行政のお手伝いをする程度の市民参加 なら協働とは言えない。また、意見を言えばそれで終わりといったケースも多い。

### 【協働とは何か】

- ・ 「協働」とは、市民と行政が対等な立場で取り組むこと。
- ・「協働」「共同」「協同」これらの違いはなにか。
- 「協働」とは、市民と行政の関係として具体的にはどのようなことか。

#### 【協働の多様な形態】

- ・ 協働には二段階ある。第一段階は市民と市長との協働、第二段階は市民と行政との協働で ある。
- ・ 行政が主導するもの、市民が主導するもの、両者が対等で協働するものなど、いろいろな 形の協働があってもよい。
- ・ いろいろな協働の形態があってもよい。A:行政主導・市民が協力、B:対等の協働 C:市民主導・行政が支援など。

#### 【協働に求められる視点・姿勢】

- ・ 市民・行政・事業者等、協働の主体を対等なパートナーと位置付けたい。行政と市民がパートナーであるという意識が重要。そのための意識啓発や普及を積極的に行うことを重視する。
- 助け合い、支え合うという視点を大事にする。

- ・ 市民と行政職員が同じ目的意識を持って活動すること。
- ・ 互いの信頼関係がないと協働は成り立たないので、日常的に信頼関係を構築する努力が必要だ。
- ・ 何のために協働するかの目的意識、コンセプトを持つことを協働の前提としたい。
- ・ 協働の目的を常に明確にすべき。なんとなく一緒にやっているものが多いと感じている。

#### 【協働を発展させていく視点】

- ・ 行政と市民の協働の成功体験を積み上げることが重要である。
- ・ これまでも、区民会議やコミュニティ会議など協働を意図したものがあるが、その成果が 市民に伝わってこない。
- ・ 協働の成果を市民に伝え、広げる仕組みを持つことが必要と思う。

#### 【市民活動及び協働の推進条例と自治基本条例の関係】

- ・ さいたま市市民活動及び協働の推進条例には、市民、行政、事業者などの役割が示されて おり、自治基本条例で示すことの中身が含まれている。
- 市民活動及び協働の推進条例の根拠条例になるのが自治基本条例である。

### (6)住民投票

### 【住民投票制度について(検討課題)】

- ・ 住民投票制度は、究極の自治と考える。
- 住民投票の位置付けをどのようにするかを検討課題としたい。
- ・ 常設型の住民投票が可能となる条例をつくりたい。

#### (7)地域の自治

### 【区行政による市民の身近な意思決定】

- ・ 自治基本条例には、将来、市民により身近な区に、議会を設置すべきといった方向性を示したい。
- ・ さいたま市の区については、「区のあり方検討委員会」で検討されているが、市民、区、市 との関係を工夫した内容を自治基本条例に盛り込めば、さいたま市の特徴ある自治基本条 例になる。
- ・ 東京都の区には議会があるように、さいたま市でも区に議会を設置すれば、議会がより市 民に身近なものとなる。

東京都の区は、地方自治法上の特別区であり、政令指定都市の区とは異なる。

- ・ 同じ政令指定都市にあっても、例えば京都市と横浜市では区の権限は異なる。
- ・ 市民の苦情が、行政マターに置き換わってしまうと「お金」に絡むこととなり、また、お 金に関わることは優先順位が問われることにもなる。優先順位の判断、または基準等を市 民がつくっていくという方向性も考えられる。
- ・ こうした優先順位の判断や基準等は市民の身近なところで行われることが大切で、例えば、 市民の苦情フィルタリングを自治会で行い、予算を市民に近い「区」に落とし、「区」が優 先基準に基づいて予算執行するという方向性が考えられる。「区行政」を確立し「顔の見え る行政組織」とすることでもある・
- しかし、この考えは、市町村合併して政令市になったことと逆行することにはならないのか。

### 【区民会議について】

- ・ 区民会議をどう位置付けるか。
- ・ 区民会議の構成は、各区によって少しずつ異なるようで、構成団体には従来からの伝統的 な団体が多いが、浦和区でははじめてNPOを構成団体に加えるなど、新しい時代に応え た構成となっている。

#### 【コミュニティ会議について】

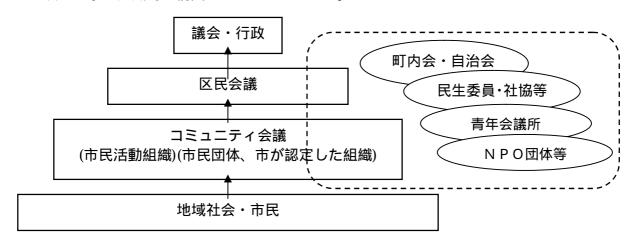
- ・ 「コミュニティ会議」と「区民会議」との関係をどのように捉えたらよいのか。
- ・ 「コミュニティ会議」の位置付けは、市民のコミュニティ形成などの観点からは重要であ

る。

・ 合併前からの組織として「コミュニティ協議会」という組織がある。現在は中央区だけが 残っている。交通安全の会や花の愛護会、親睦的な会など、5人位の小さな団体も加わっ た市民のコミュニティ形成には効果的な組織で、何十年という長い年月をかけてつくった 組織である。与野市にとっては自慢の組織であった。現在の「コミュニティ会議」とは関 係はないが、何らかの参考になるのではないか。

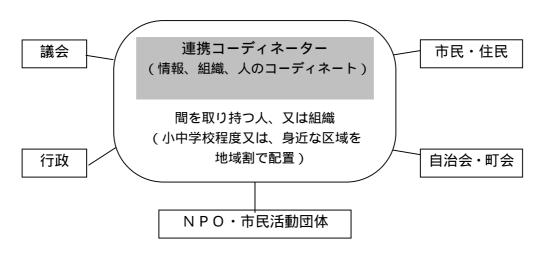
#### 【区民会議やコミュニティ会議等の関係】

・ 「コミュニティ会議」と「区民会議」との関係も含めて、その関係を俯瞰して図に示すと、 次のような組織的な構図になるのではないか。



### 【市民・行政・議会を結び付ける仕組み】

- ・ 自治を推進するために、市民・行政・議会を結ぶ、中間のコーディネーターが必要ではないか。例えば、学校地域連携コーディネーターの仕組みが参考になると思う。
- イメージとしては、NPOとNPOをつなぐNPOがあるようなもの。



#### < 市民に身近な相談機能 >

【市民の問題提起を総合的に受け止めて〈れる窓口】

- ・ 市民の相談、意見、問題提起に対して、タテ割の組織、窓口ではなく、総合的に判断して くれる窓口があるといい。
- ・ 行政のできること、できないことだけを回答するのではなく、市民が間違っていればその ことも指摘してくれるような場が理想だ。
- ・ 類似の取組としては、区役所ごとにワンストップサービスを実施している。

#### 【住民投票のような直接民主主義とは異なる仕組みを】

・ 住民投票のような直接民主主義を行うには、相当議論を煮詰めて、論点を単純化しなけれ ばならない。より自由に幅広く「市民が市政に問題提起や意見を行う場」とはならない。

- ・ 一般市民の感覚として、「どこに、誰に言ったらいいか」が分からない。市政が身近に感じられない。
- 市長のタウンミーティングはそのような場の一つではある。
- ・ 誰が市長になってもタウンミーティングを実施するように自治基本条例で義務付けるという方向性も考えられる。

#### 【市民によるテーマ別課題解決の場、仕組み】

- ・ 市民の抱える課題には、「エリア」で解決を図れる事柄と、「テーマ」として議論するべき ことがある。たとえばノーマライゼーションとか環境問題とか「テーマ」として取り組む べき事柄の解決を図るには十分ではないのではないか。また、たとえば見沼田圃のような、 複数の区にまたがる課題については、また別の構造が必要ではないか。
- ・ 従来は、市民や団体が問題を抱えた時には、直接行政の窓口に行って相談や交渉することが多かった。市民が問題提起をした際に、どういう組織が、またどの段階で受けとめて議論ができるのか、その仕組みを考えるが自治基本条例の一つの検討課題である。

#### 【市民の苦情、要求の体系化】

- ・ 一人の市民の発言、陳情だけでなく、複数の市民がまとまって発言、陳情する仕組みが必要である。例えば、全国都道府県に全て飛行場が出来たが、今となっては無駄なこととして多くの国民からも受けとめられている。国民には無駄だと思っていた人もいたが、飛行場建設を制限することが出来なかった。市民の声が、例えばこうした事業等の大きな流れを制御できるような仕組み、組織が必要である。
- ・ 市民の苦情が組み上がっていく仕組みがない。区民会議もコミュニティ会議もそうした仕 組みになっていない。
- ・ NPOでは「中間支援組織」という言葉があって、同じような活動をしているけれど出会っていなかったり、別々の課題に取り組んでいるけれども協力し合ったらお互いにプラスになるような活動を結びつけるための仲介役の機能をもつ組織のことを言う。こうした中間支援機能を区民会議がさらに幅広い分野同士の間で持つことができたらいいと思う。

### 【市民の苦情、要求のフィルタリング機能】

・ 市民の抱える問題は多様化している。 D V の被害、ひきこもりの問題、派遣斬りの問題などは数年前だったら社会的な問題としてとりあげられることはなかった。これからも新しく起こってくる問題は増えていくだろうし、それらの問題に行政だけがすべて対応することはできない。市民の抱える問題を自治会やN P O の機能を有効に活用して、市民自身が解決していくことが時代の要請であると思う。それが、市民と行政がともに担う「新しい公共」ということではないか。そうした機能が有効に働けば、市民自身の解決できる問題は市民が、行政が解決しなければならない問題は行政にという補完性の原則によって、フィルタリング機能を果たすことにもなるのではないか。

### 【自治会の相談機能】

- ・ 市民の様々な陳情や相談の総合的な窓口が必要である。例えば、その窓口が自治会であってもよいのではないか。
- ・ 市民の抱える問題は、今日的には、自治会レベルで解決される問題が多い。健全な自治会がその窓口の役割を持ち機能させていく必要がある。自治会活動の活性化にもつながることである。

#### 【自治会とNPOの二つの相談機能】

・ 民生委員は自治会から推薦されるが、問題を抱えた市民の中には、近所の民生委員に相談 するのはイヤだといって、NPOなどに相談にくる人もいる。身近な相談相手として、自 治会などのエリア型の地縁組織をあてにしている市民と、NPOのようにテーマ型の団体 をあてにしている市民とがある。この二つの装置を視野に入れながら、行政に市民の抱え る問題を反映できるような仕組みを検討する必要がある。

#### 【公民館の機能の見直し("身近なかけこみ寺"など)】

・ 市内には58館の公民館がある。公民館はもっとも市民にとってもっとも身近な公共施設 であるといえる。何か問題があったら、とにかく公民館に行けば「この問題は役所に」あ るいは「この問題は自治会に」「この問題は民生委員に」「この問題はNPOに」あるいは「社会福祉協議会に」「地域包括支援センターに」とつなげられるような機能を持つようになるとよいと思う。公民館が社会教育施設であることに閉じこもらず、"身近なかけこみ寺"のような機能を持つようになったらいいと思う

・ 公民館と行政との連携は弱く、公民館の活動も公民館側が独自に自主的に行っている。教育委員会の下にある公民館の機能を検討し直す必要があるのではないか。

#### 【公民館と自治会の連携による相談窓口機能】

・ 公民館と自治会とは、直接リンクする関係ではない。しかし、歴史的には、自治会を担ってきた人たちが公民館を支えてきたという現実がある。これからは、公民館が、自治会だけでなくNPOも含めたその他の様々な市民・民間の資源や行政機関と結びつき、市民の相談や要求などを受けとめられるような、あるいはつなげられるような仕組みをつくることが考えられてもいいのではないか。

## 2.議会と行政(制限機能)

#### 【制限機能の表現の水準】

- ・ 細かく規定すると、条例全般が分かりにくくなるという問題がある。
- ・ 一方で、抽象的すぎると解釈に幅ができ、かえって問題が出る。

#### (1)議会

### 【議会への規定の必要性】

- ・ さいたま市議会基本条例は、市民と議会の関係についてあまり触れていない。自治基本条 例では盛り込むべき。
- ・ 議員と市長を選挙で選ぶ間接民主主義を尊重する必要がある。

#### 【市民の意見を踏まえた意思決定を】

- ・ 行政運営は議会が監視するが、主権者である市民は、議会・市長に決定権をすべて白紙委任したわけではない。
- ・ 市民がすべてを白紙委任したわけではないので、議会や市長は、市民の意見を十分に聞い てから意思決定するなどの義務を盛り込みたい。

### 【議員数削減による弊害】

- ・ 市町村合併は、分権化の流れでもあり、議員定数削減という狙いもあった。
- ・ 議員一人当たりの人口は減っている。次回選挙でも定数が減る予定である。
- ・ 議員数が減ると、市民と議員との距離はさらに遠くなる。議員削減については、まるでたいした仕事をしてないのだから減らしてしまえといわんばかりの発想は疑問である。議員削減は、市民と議会や議員との関わりを薄くすることにもなるわけで、そうした視点からも検討すべきではないか。

#### 【議会の解散権】

- ・ 議会にも市長にもそれぞれの権限がある。議会にも解散する権限があるが、議会で首長への不信任決議がなされたら、首長は議会を解散できる仕組みにもなっている。
- ・ 名古屋市では、市長に対する不信任決議に対して、市長が拒否権を発動したケースもある。
- 海外では、地方自治体の首長が議会を解散出来る仕組みを持っている国はあるのだろうか。
- ・ 自治基本条例で、議会の解散権についての必要な事項を定めることも、検討の対象になる のではないか。

#### 【議会基本条例との関係】

- ・ さいたま市議会基本条例には、議会に関する規定についての最高規範である旨の規定がある。自治基本条例で議会について規定した場合の整合はどのように図るのか。
- ・議会基本条例には良いことが書いてある。自治基本条例とのすり合わせが必要だろう。
- ・ 議会基本条例は抽象的な面もあり、自治基本条例では一歩踏み込んだものが必要になるのではないか。

#### 【議会からの自治基本条例策定】

・ 今回、市長から市民に自治基本条例の策定を依頼されているが、議会から依頼をされて市 民が策定する、あるいは、議員と市民とが一緒に策定する、という道筋があってもよいの ではないか。

### <議会への市民参加>

#### 【市民が参加しやすい議会の運営】

・ 勤め人が議会を傍聴できるように、議会の開催は土・日曜日に行い、その代わり、月・火曜日を休会にしたらよい。

#### 【議会と市民との対話】

- ・ 市民から問題提起し、意見を出しやすい市政を実現するには、市民から議会に請願した内容を広く他の市民にも見えるようにしたい。
- ・ 書類で請願するのではなく、その市民が議会に出向き、自ら説明するなど、議員の討論が あるよい。

### 【議会が市民の意見を聞〈場】

・ 議会が、超党派で市民の意見を聞く場を設けている事例があり、よい取組だと思う。

#### 【議会における市民の発言権】

・ 議会の傍聴者は発言を許されることはない。傍聴の市民にも、発言権は与えられないもの だろうか。

#### 【議事テーマの事前公開】

- ・ 議会の開催中に、当日のテーマが何であるかが明確に分かりやすく示されると、市民が議 会への傍聴など、参加しやすくなる。
- ・ 現在でも、議会中の議題は事前に明らかにされているが、議題の内容をもっと分かりやす く、また、傍聴手続きも簡単にして、市民の議会との関わり方を敷居の低いものにしたい。
- ・ 議会での議題が事前にわかれば、そのテーマについて市民と議員とが相談して内容を深め、 それを議会での討議に載せれば、市民の議会への関与、関心もより深まるのではないか。 一方、議員が市民と同じレベルで議論をすることは難しいし、また議会としての"生産性" からしてみれば、無駄なことという考えもある。

### <議員>

#### 【議員の誇り】

・市民の選んだ議員である誇りを持ってほしい。

#### 【議員の報告義務の具体的な方法】

・ 市の議会基本条例では議員の報告義務が示されているが、方法は示されていない。その方 法などを自治基本条例で示すことが必要だろう。

#### 【地元意識と議員の選挙】

・ 市民と議員との間に緊張感が無い。地元の住民は、議員を地区の代表として票を入れている面がみられる。また、議員も地元意識に捉われている。

### (2)行政

#### 【市民の立場に立った行政運営】

- ・ 行政は住民、市民の立場を理解する必要がある。
- ・ 行政をスリム化し、果たすべき義務を果たして有効に税金を使って欲しい。

#### 【行政の役割】

- ・ 市にはマンション問題、景観などの問題がある。現行制度では、このような案件に対して は合法的で、ストップが効かず、後手になっている。
- ・ きれいなまちをつくるということを条文に盛り込むことが必要だ。
- ・ 行政の役割として、市民と協力してよりよいまちをつくるという視点での条文が必要だ。

#### <市長>

#### 【市長の権限】

- ・ 他の自治体で、市長が勝手に職員の給与を削減したという報道があるが、市長という権限 でそこまで強権的に出来るのか。
- ・ 権限としては、国の大臣よりも自治体の首長の方が権限はあるという見方もある。大臣は 直接国民からは選ばれないが、首長は直接選挙で選ばれて出てきている違いもある。
- ・ 議員と市長を選挙で選ぶ間接民主主義を尊重する必要がある。

### 【市長の誇り】

市民の選んだ市長である誇りを持ってほしい。

#### 【市長の報告義務】

・ 市長が市民の声をどう集めて、どう応えているのかを知る方法がない。市長の報告義務に ついて検討したい。

#### 【市長との対話、相談、提案】

- ・ 「わたしの提案」(市長への提案)制度があり、市民が直接市長に提案等ができるようになっている。「わたしの提案」を出すと、必ず回答が返ってくる。市長の指示のもと、担当セクションが回答文案を作成し、必ず市長が目を通して回答することになっている。
- ・ 「わたしの提案」は、提案・回答内容を公開している。同じく、タウンミーティングもそ の議事録は公開されている。タウンミーティンは、市長と市民が直接話せるようになって おり、過去のさいたま市の行政ではなかったことである。

#### 【市民の意見を踏まえた意思決定を】

- ・ 行政運営は議会が監視するが、主権者である市民は、議会・市長の決定権をすべて白紙委任したわけではない。
- ・ 市民がすべてを白紙委任したわけではないので、議会や市長は、市民の意見を十分に聞い てから意思決定するなどの義務を盛り込みたい。
- ・ 議員や市長を4年に1度、選挙で選ぶが、市政の全てを白紙委任したわけではない。「市政 に対して市民が意見を言える方法」を自治基本条例でつくりたい。
- ・ 現在の地方自治法に規定されている「意見を言える方法」ではなく、現実に起きて、市民 が実際に感じている問題について意見を述べる場が必要だ。

#### 【市民による市長の評価】

・ 市民による市長の評価が常に分かるような仕組みがあるとよい。例えば、事業評価グラフ や、マスコミが発表している内閣支持率のような分かりやすい評価を出せるようになると 良い。

#### <行政職員>

### 【職員の意識改革と育成】

- ・ さいたま市の職員は優秀だと思うので、職員を育成し、力を発揮してもらうことは市政運営に必要だ。
- ・ 与えられている仕事をこなすだけでは市政はよくならない。市民の目線、市民感覚で仕事 を工夫していくためには、職員の意識改革と育成が必要だと思う。

#### 【市民による職員評価】

- ・ 役所の中での人事の新陳代謝の必要性は理解するところでもあるが、相談する側の市民と しては、人事異動により相談相手が変わってしまうと問題がある。
- ・ 市民が行政職員を評価できるようにならないか。

#### <情報提供>

### 【行政の市民への情報提供】

- ・「情報公開」は市民が請求しないと情報は出てこない受け身なもの。
- 市は、必要な情報を市民に提供することが重要である。

#### 【情報提供の方法】

- ・ 決まってから情報公開されても意味がない。
- ・ 市民生活に影響を与えると思われる案件は、検討段階から情報を市民に提供する。
- ・ 文書だけではなく、直接会って話ができる生の情報が必要であり、フェース・トゥ・フェース形式の情報提供の場を持つ。

#### 【個人情報と情報公開】

- 自らを権力から守るということでは、個人情報保護は必要だ。
- ・ 個人情報保護を理由にして必要な情報が得られないという問題もある。
- ・ 個人情報保護と情報公開との線引きをどのようにしていくか。

#### 【行政情報を横断的に管理する仕組み】

・ タテ割り組織から情報が脈絡もなく細切れに出て、全体像を読み取るのが大変難しい。行 政は、横断的に情報提供や情報公開ができる情報管理の仕組みを持つことが必要だ。

### 【行政情報管理の区の役割】

・ 市民に身近なところで情報が得られることが重要で、市政情報を総轄するものが区にある とよい。

#### < 行政の応答義務 >

#### 【市民の要求や提案に対する行政の応答義務】

- ・ 今までの都市計画は、全て行政が計画し事業を行っていたが、都市計画法が改正され、市 民が計画について提案できる制度が創設された。市には、その提案がどのような経過で処 理され、決定されたかの説明責任がある。
- ・ 市民の要求や提案に対して応答義務、説明責任を行政が持つことを条文にする。
- ・ かつて、ある検討会の結果等がどのようになったかの回答や進捗についての説明がなく、 行政に"しつこく"相談し問いただして応えてもらったことがあった。市民が"しつこく" 問いただしたからこそ応えてもらったということの事例から、この"しつこさ"の仕組み をどうつくれるか、また、市民に"しつこさ"の必要性をどう自覚してもらえるかが、求 められるのではないか。
- ・ 行政にも相談窓口があり、例えば子育てに関して相談できる仕組みはあるが、実態として は敷居が高く、相談に行き難いのが市民感覚である。そうした意味では、今ある行政の相 談機能は、本質的に不十分である。

#### <計画策定・予算編成・評価への参加>

### 【計画策定への市民参加】

- 市民生活に重要な影響を及ぼすと思われる案件には、市民に意見を聴くことを定める。
- ・ 行政の主要計画について、市民の声を反映するために公募委員枠を増やす。
- 審議会などが十分議論でき、検討できるような運営にする。
- ・ 住民投票制度を規定したい。

#### 【予算編成への市民参加と監視】

- ・ 市民が行政に本当にやってほしいことをやらせる、監視の方法が必要だ。それをどのよう にやるかが大きな課題だ。
- ・ 行政のやることは予算の形で現れる。予算編成への市民意見の反映と、予算編成段階の監視ができる仕組みが必要だ。
- ・ 市民活動の助成金を決めるのではなく、教育費など、行政の税金の使われ方を、納める税金の1%でも自分で決められたら、市民も行政に関心が持てるようになる。
- ・ 市民にとって納得のいく税金の使われ方、市民の意思が伝わる使われ方にすることが大事である。こうしたことを担保する制度として、例えば市川市の1パーセント条例、ふるさと納税基金制度がある。

- ・ 例えば、デンマークでは消費税率は 25% と高いが、選挙の投票率も 90%を超える高率である。 税も負担するが、それだけ市民も議員を選ぶのに慎重である。
- ・ 税金の使い方も含めて、地方にどれだけ権限委譲されているか、されるかが問われている。 【行政評価への市民参加】
  - 行政が何をやったかは決算で現れる。
  - ・ 行政評価や検証について、数回だけ検証するのではなく、外部の人や市民が入った委員会 等で時間をかけ継続的に行う仕組みがよいのではないか。
  - ・ 市民の眼で、税金を投資してどれだけの効果があったかの評価が必要である。市民の目線 で、政策や事業の検証、評価が求められている。

#### <その他の行政運営>

### 【総合計画の策定と議決】

・ 現在、国会で継続審議の地方自治法の改正案では、基本構想の策定義務や議決については 自治体の判断となるので、総合計画の策定、基本構想などの議決など、条例で定めること が必要だ。

### 【市民の問題提起を総合的に受け止める窓口】

- ・ 市民の相談、意見、問題提起に対して、タテ割の組織、窓口ではなく、総合的に判断して くれる窓口があるといい。
- ・ 行政のできること、できないことだけを回答するのではなく、市民が間違っていればその ことも指摘してくれるような場が理想だ。
- ・ 類似の取組としては、区役所ごとにワンストップサービスを実施している。

#### 【行政組織の体制・あり方】

- ・職員は、自らの役割を果たすために、様々な事項を関連づけて考える必要がある。
- ・ タテ割りではなく、横の関連性を持った行政運営を行えるような組織体制をつくる必要が ある。
- ・ 職員だけにそれを期待するのは無理な面があり、行政組織のあり方の問題が大きい。

#### 【会計監査制度】

- ・ 市民に対し、詳しい会計データを公表することが必要だ。
- 監査委員は、行政や議会のOBでない人を中心に構成すべき。

### 3. 国などとの関係

#### 【国との協力関係】

・ 国と地方は対立するものではない。国のできること、地方にしかできないことがある。う まく協力関係をつくることが重要。

#### 【国との対立関係】

・ 例えば辺野古のような問題が起きたとき、住民の意思と国の決めたことが矛盾した場合、 自治基本条例では国の決めたことに反対の立場で考えを表すことは出来るのか。とりわけ 外交や防衛に関わる事に対して、断ることが出来るのか。例えば、大和市の自治基本条例 では、基地の移転等について触れている。

# 4.条例の位置付け

【市のまちづくりの基本としての担保】

市長が代わっても、市のまちづくりの基本として位置付けることが必要と思う。

### 【他の条例との関係の整理】

・ 自治基本条例を条例の"王様"とするなら、条例の"王様"と"家来"との関係性から既存の条例との関係を整理する必要がある。

### 【総合計画への影響力の担保】

・ 自治基本条例に適合した総合計画とすることが必要だ。

# 5.条例の運用

【運用・評価の方法】

・ 制定後の運用の方法を考えておきたい。

【実効性の評価を誰が担うか】

- ・ 条例の実効性を高めるために、制定後に恒常的に条例の実効性をチェックする組織をつくる。
- ・ 自治基本条例制定後、条例検証の委員会をつくって常に制度を改善していく必要がある。

# グループ検討の進め方

グループ検討のテーマ これまでのグループ討論の振り返り (討論のポイント)

> 各項目の濃淡(重要度の高低)について 自治基本条例の必要性(目的)や求める成果について 条例における「さいたま市らしさ」について 議論していない(少ない)が、議論が必要な項目について

> > など

### 各参加者の役割

· 正副委員長:進行役

・ 事務局:オブザーバー

・ 地域研:進行補佐と板書記録

### 手順

全員からなるべく多くの意見や考えを聞いて共有するため、ワークショップ 形式で行います。

- 1. 各自、テーマについて意見を付箋紙に記入します。
  - ・1枚の付箋紙につき1つの意見。簡単なキーワードだけでも結構です。
- 2. 付箋紙を模造紙に貼りだしましょう。
  - ・類似するもの、関連するもの等を集めて分類します。
- 3. テーマごとに、意見交換をしましょう。
  - ・お互いの考えの共通点や相違点を共有しましょう。
- 4. 最後に、グループの検討結果をまとめましょう。
  - ・発表者を決めましょう。

# 他政令指定都市の自治基本条例の比較(規定項目)

	川崎市自治基本条例(H17.4.1 施行)	静岡市自治基本条例(H17.4.1 施行)	札幌市自治基本条例(H19.4.1 施行)	新潟市自治基本条例(H20.2.22 施行)
規定項目	前文	前文	前文	前文
	第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則
	第1条目的	第 1 条 目的	第1条 目的	第 1 条 目的
	第2条 位置付け等	第 2 条 定義	第2条 定義	第 2 条 定義
	第3条 定義	第3条 この条例の位置付け	第3条 この条例の位置付け	第3条条例の位置付け
	第 4 条 基本理念	第2章 まちづくりの基本理念	第4条 基本理念	第4条 自治の基本理念
	第 5 条 自治運営の基本原則	第4条 市民主体のまちづくり	第5条 まちづくりの基本原則	第5条 自治の基本原則
	第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等	第 5 条 情報の共有	第2章 市民	第2章 各主体の責務等
	第1節 市民	第6条人と人との連携	第1節 市民の権利	第1節 市民
	第6条 市民の権利	第7条人づくり	第6条 まちづくりに参加する権利	第6条市民の権利及び責務
	第7条 市民の責務	第3章 市民の権利及び義務	第7条 市政の情報を知る権利	第7条法人等の社会的責任
	第8条事業者の社会的責任	第8条 まちづくりに関する権利及び義務	第2節市民の責務	第2節 議会
	第 9 条 コミュニティの尊重等	第 9 条 情報公開請求権	第8条市民の責務	第8条議会の役割及び責務
	第2節議会		第9条事業者の責務	
	第10条議会の設置	第 1 0 条 市政への参画権 第 4 章 市政運営の基本原則	第3章 議会及び議員	第9条 市民に開かれた議会
	第 11 条 議会の権限及び責務		第10条議会の役割及び責務	第 10 条 議員の役割及び責務
	第 12条 議員の責務 第 3 節 市長等	第11条 市民と協働して行う市政運営	第11条市民に開かれた議会	第3節 市長等
	第3即 甲戌寺   第13条 市長の設置	第12条情報の提供及び会議の公開	第12条議員の役割及び責務	第 11 条 市長の役割及び責務等
	第13条 印度の成量 第14条 市長等の権限、責務等	第 13 条 個人情報の保護	第4章 市長及び職員	第 1 2 条 職員の責務
	第 14 宗 市長寺の権限、員の寺   第 15 条 行政運営の基本等	第 14 条 各行政分野の基本方針等を定める条例の		第3章 市政運営
	第 16 条 財政運営等	制定	第14条 職員の責務 第15条 職員の育成	第1節 市政運営の基本原則
	第 17 条 評価	第 15 条 総合計画の策定	第13条 職員の自成第5章 行政運営の基本	第 13 条 市政運営
	第 18 条 苦情、不服等に対する措置	第 16 条 国及び他の地方公共団体との関係	第16条 行政運営の基本	第 1 4 条 財政運営
	第 19 条 区及び区役所の設置	第5章 市議会の役割及び責務	第17条 総合計画等	第2節参画及び協働の仕組み
	第20条 区長の設置及び役割	第 17 条 市議会の役割及び責務	第18条 財政運営	第 15 条 情報の公開等
	第 21 条 必要な組織の整備等	第 18 条 市議会議員の役割及び責務	第19条 行政評価	第 16 条 附属機関等の委員の公募
	第22条区民会議	第6章 市の執行機関の役割及び責務	第20条 公正で信頼の置ける行政運営の確保	第 17 条 市民意見の提出
	第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等	第 19 条 市長の役割及び責務	第6章 基本原則によるまちづくりの推進	第 18 条 住民投票
	第1節 情報共有による自治運営 第23条 情報提供	第 2 0 条 職員の責務	第1節 市民参加の推進	第 19 条 協働の推進
	第 2 4 条 情報公開	第 21 条 市民意見の聴取	第21条 市政への市民参加の推進	第3節 信頼性、公正性及び効率性の確保の仕組み
	第 25 条 個人情報保護	第 22 条 市民からの提案等	第22条 住民投票	第 20 条 法令遵守及び倫理の保持
	第26条会議公開	第 2 3 条 説明責任	第23条 市民によるまちづくり活動の促進	第 21 条 適正な行政手続の確保
	第 27 条 情報共有の手法等の整備	第 2 4 条 行政評価	第24条 青少年や子どものまちづくりへの参加	第 22 条 市民の権利利益の保護
	第2節 参加及び協働による自治運営	第7章 住民投票	第2節 情報共有の推進	第 2 3 条 行政評価等
	第 28 条 多様な参加の機会の整備等	第 25 条 住民投票の実施	第25条 情報公開	第 2 4 条 外部監査
	第 29 条 審議会等の市民委員の公募	第 26 条 住民投票の請求及び市議会への付議	第26条 情報提供	第4章 区における市民自治
	第 30 条 パブリックコメント手続	第8章 静岡市市民自治推進審議会	第27条個人情報の保護	第1節 区における行政運営
	第 3 1 条 住民投票制度	第 27 条 静岡市市民自治推進審議会の設置	第3節 身近な地域におけるまちづくりの推進	第 25 条 区における行政運営
	第32条 協働推進の施策整備等	第9章 雑則	第28条 まちづくりセンターを拠点とした地域の	第2節 地域における協働の推進
	第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査   審議	第 28 条 この条例の見直し	まちづくり	第 26 条 地域住民及び地域コミュニティの役割
	番職   第33条 自治運営の制度等の在り方についての調		第29条区におけるまちづくり	第 27 条 市の役割
	第33 宗 日乃建昌の前及寺の在り万についての嗣   査審議		第7章 他の自治体等との連携・協力	第 28 条 区自治協議会の役割
	第4章 国や他の自治体との関係		第30条 他の自治体等との連携・協力	第5章 国及び他の地方公共団体等との協力
	第34条 国や他の自治体との関係		第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の	第 29 条 国及び他の地方公共団体等との協力
	S. C. W. E. I. D. FIRTH C. MINIO.		評価及びこの条例の見直し	
			第31条 市民自治によるまちづくりに関する施策 等の評価	
			第32条 この条例の見直し	
			カリと示 この示例の元旦し	

# タウンミーティングにおける主な意見(6月26日・桜区)

#### <自治基本条例の性格等に関する意見>

条例を制定することに意義があるわけではなく、いかに活用できるかが重要である。区民会議をはじめとする区民の様々な提案、提言を生かせる仕組みやまちづくりのためのネットワークづくりを条例に入れてもらいたい。

### < 自治のあり方や条例に盛り込む内容に関する意見 >

自治会や商店会、PTA、青年会議所など、市民が中心となって地域振興や地域経済の活性化に取り組んでいる団体はたくさんある。自治の基本理念の中に「市民が主体のまちづくり」という言葉があるが、行政側として何を求めているのか。国内外を含めて、参考事例はあるのか。

市民に何を任せてやってもらいたいのかを明確にすべき。

市民主体のまちづくりを行う法人や任意団体にまちづくりを行う財源、徴税権のようなものを賦与することができないか。

アメリカの官民パートナーシップによるまちづくりの手法の一つであるBID(Business Improvement District)制度について、市はどのような考えを持っているのか。

市はどうしても縦割りになってしまうので、区民会議やコミュニティ会議などの市民からの提案や提言を1つの窓口できちんと受け付けてもらえる仕組みを条例としてつくってもらいたい。

公民館は、自助、共助、公助の中で、自治意識を高めていく場であったはずなのに、カルチャーセンター化している。それを改善していく考えはあるのか。自治基本条例を制定した際に、公民館の位置付けをどのように考えていくのか。

自治基本条例の制定に向けて、市民の中でも特に20代などの若い人の市民参加を促すために、市と大学が連携し、大学生の協力を得て行う取り組みがあってもいいと思う。具体的には、市政にあまり興味を持っていない人たちを市政に巻き込むためにはまず情報を与えることが必要だと思うが、若い人は広報誌をあまり読まないので、広報にウェブや携帯サイトなどを駆使したり、作成に当たって若い人と同じ視点を持つ学生が一緒に取り組んだ方がより効果的な情報提供ができるのではないか。

### <区のあり方や区民会議に関する意見>

区民会議は議論のみで実行に乏しい現実があると思うが、市民自治の確立をうたうのであれば、役目と権限をしっかり位置付けてもらいたい。

各区のまちづくりには、各区選出の市議会議員や自治会連合会、区民会議をはじめとする活動団体が連携してまちづくりを推進していくこと、それらをつなぐネットワークが必要ではないかと考えており、条例制定に当たっては、これらのネットワークづくりができるようなものすることと、提案したことをきちんと受け止めてもらえるようなシステムを考えてもらいたい。

区長は1、2年で終わる方ではなくて、少なくとも5年以上しっかりと腰を据えてやっていただきたい。

#### < その他 >

自治会の加入率がどんどん低下している。何とか歯止めをかけないと、何をやっても末端 まで浸透していかない。

# タウンミーティングにおける主な意見(6月26日・緑区)

### < 自治基本条例に対する期待 >

自治基本条例を含め、市長のビジョンや考えは共感でき、大いに期待したい。また、広く 市民の方からの声を集めることは大変結構なことだと思う。

自治基本条例制定の考え方、方向性については、極めて賛成。問題は、具体的にどう実現していくのかということ。

### < 自治基本条例の性格等に関する意見 >

市民の権利主張がある中で、市政を行っていくことについて、市民税、学校給食費等を納めないような市民もおり、信賞必罰、この点だけはきちんと対応してもらいたい。

自治基本条例の詳細について余り周知されていないように思う。総論はとてもよいが各論的なことがよく分からない。

自治基本条例は市の憲法であるなら、市民の賛同が必要であり、関心を持つように検討委員会の内容を常に公開してほしい。極端に言えば、投票を得ることも必要か、とも思う。

### < 自治のあり方や条例に盛り込む内容に関する意見 >

地域の最低のユニットは、自治会だと思う。広く市民の声を拾い上げることはよいが、方 法はもう少し工夫と時間を費やすべき。

一口に市民と言っても高齢者、傷害のある人、住んでいる地域、所得など様々であり、市民一人ひとりを幸福にするには、NPO等や地域団体とコラボして、情報を共有することが大事。ITの世の中になってもネットや携帯を使えない高齢者もおり、人と実際に会って話すこと、そのための場をつくることが大事で、市民も協力して一緒にやれればよいと思う。

市民の視点で市政を運営していくのは当然だが、下水道料金の値上げのように、事後承諾 のような形で行われているのは、市民としてあまり気持ちのいいものではない。

市民が市政に関わっていくため、例えば事業仕分けや審議会は土日祭日に行うなど市民が 関心を持ち、傍聴しやすいよう考えるべき。また、移動市議会があってもいいのではないか。 市政運営のルールとして、タウンミーティング以外に年1、2回程度、市長や議員が参加 して、市民と市政運営について集会を開くことなどが必要と思う。

## <区のあり方や区民会議に関する意見>

このタウンミーティングについて、区役所は限られた情報しか持っていない。自治に最も 近いところにある区役所が飛び越されて、本庁が直接行うような仕組みは疑問に感じる。

自治基本条例をつくるということは、分権の流れの中で、もっと自治体が役割を持っていい、ということだと思う。ならば、国から県や市へ、市から区へということをやるべき。タウンミーティングに区の職員が来ていないのは切なく感じる。市の権限を可能な限り住民に近くに下ろすのであれば、区のあり方検討委員会が非常に大きな意味を持つと思う。

### < その他 >

議員は選挙のときは顔が見えるが、後は全然見えない。無党派層の市民に対する活動をも う少ししてもらいたいと思う。

財政の問題は結構深刻だと思う。市はお金をとることに慣れていない。受益者負担の原則 もあり、小さいお金でも集まると大きなお金になる。お金を配ってサービスを行うばかりで は、長い目で見るといいことではないと感じる。

環境問題への対応について、駅々を利用してモノレールを発展させるのが環境によいのではないか。バス会社と市がタイアップして何とかつくり上げることができないか。

自治基本条例も大事だが、市民の幸せのため、日常の行政運営もしっかり行ってほしい。 高齢化社会を考えると、敬老祝い金について、現金給付からサービスへという考え方は正 しいと思うが、問題は議会対応やPRをしっかりと行うこと。

公民館の講座などボランティア活動等のバックアップがほとんどない。時間を要するし、 勉強等の費用も自腹である。例えば協働のあり方検討委員会をつくって考えてほしい。

高齢者や障害者のため、駅に上下エレベーター等をつけてほしい。また、コミュニティバスや普通のバスを実情に応じて増便するとともに、負担額について配慮してほしい。

# タウンミーティングにおける主な意見(7月4日・浦和区)

### < 自治基本条例の性格等に関する意見 >

自治基本条例について調べてみたが、余りにも漠然としていて、意見を言いづらい。

## < 自治のあり方や条例に盛り込む内容に関する意見 >

マンションなどの大きな建築物は、許可条件に「住民との了解」が付されていても、ほとんどなされておらず、建築基準法上の問題がなければ行政として許可しているのが現状ではないか。 自治基本条例でも高層住宅の設置に関する何らかの条項をぜひ組み入れてほしい。

孤立による苦しみから抜け出せない人から孤立を取り除くために、行政と自治会、教育機関、医療機関、市民団体などが協力し合うことが必要ではないか。市が率先してそのネットワークづくりをやっていくことを条例に盛り込んではどうか。

自治会役員として、職員の法律や条例に対する頑な姿勢を感じる。

自治会に入会するのが最低条件であると考えており、自治基本条例を制定する際にも、自 治会とは何かを考えてもらいたい。

住民登録したら全員が自治会に加入する方向で、条例を制定してもらいたい。

### <区のあり方や区民会議に関する意見>

市民にとって一番接ししやすい区役所にもう少し権限とか、ウエートを置いてほしい。

市民、区民の意見を吸い上げる場として、区民会議の場を有効利用することが非常に大切だと考えている。ただ、その機能を十分発揮できているかというと、出席者が少なかったり、 意欲的に取り組んでいる方がどの程度いるのか疑問なところもあり、今は非常に難しい状況 にあると思う。せっかくの区民会議なので、委員選考の段階から見直しが必要と思う。

区民会議をどのように評価し、これから区民会議をどう位置付け、市政に位置付けていくかを確認したい。

### < その他 >

ファミリーサポートセンターに応募しようと思ったが、一人ではやはり心配。空き店舗を 利用して、ボランティアの人たちが高齢者や子どもを預かるような施設を市が家賃補助する などして設置することはできないか。

公民館は、無料だと無責任にみんなも使ってしまうので、有料にして市民も運営にかかわるようにしてはどうか。

共稼ぎ家庭が多いが、市が開催する会議等はほとんど平日開催なので、できるだけ日曜や 祭日に家族ぐるみで参加できるようにしてもらいたい。

税金をどうやって使っているのかをホームページや議事録などで紹介することは当然だが、 関心のない市民が理解できるような形で表現することが大切。例えば、税金で運営をしてい る施設にどれだけ費用を使っているのかを公示するような仕組みがあれば、市民も理解でき ると思う。

自治会運営が不確かで、旧態依然としている。

民生委員の約束ごとや役割などはどうなっているのか。

勢いのない個人商店街が心配である。

# タウンミーティングにおける主な意見(7月4日・南区)

### <自治基本条例の性格等に関する意見>

市民が主体的にまちづくりすることが、市民の自治意識の醸成や市民活動の促進が図られることにつながる。

まちづくりに市民が「参加・協働」などの言葉は、市民が市政に参加するといういいイメージがあるが、市民は選挙によって市政を市議会議員に託しているからこそ、仕事や生活に専念できるわけであり、議会軽視と考えられ、市民参画は、例え公募により選ばれるにしても、プロの市民の方の自己実現のための手段になりかねない。

市政は、あくまでも市民の代表でありプロである市議会の議員が、きちんとプロの立場で市民の意見をきちんと議会に反映させ、投票率を上げたりとか議会を傍聴したりとか、あるいは議員との交流を増やしたりするべきであって、自治基本条例の制定により、市民の市政運営に対する意識が飛躍的に高まるとは考えていない。

市民が直接市政に参加するということは、民主主義としてはとても理想的に見えるが、 いろいろな意見が集まり過ぎて、結局何も決まらないという危険性も少しある。

周りの自治体が、この自治基本条例を制定しているから、さいたま市もやらなくてはというような考え方だけはとって欲しくない。

# < 自治のあり方や条例に盛り込む内容に関する意見 >

市民の問題、市民も自ら勉強していく必要がある。

個人や家庭でできないことは隣近所、NPOで行い、それでもできないときにのみ行政が力を貸すという新しい公共の仕組みを多くの市民は気がついていないのが現状。

行政は、新しい時代の行政の仕組みということを推進していく上で、NPOの力を大いに活用したら良い。

市民も、これからの公助のあり方について考えていく学習の仕組みが必要。

#### <職員に対する意見>

職員は、逃げの姿勢ではなく、よく考えて対応して欲しい。

職員が、こんな小さいことでも善意に誠意を持って市民に対応したら、こんないい結果が出たという体験談を語れるような場をつくったらどうか。

市民と協働ということに関して、何らかの手段を市民と一緒に考えていこうという職員の意識の向上が必要。

#### < その他 >

自治会倉庫、防災倉庫等を移設できる公共施設及び公園等を整備して欲しい。

安心・安全の市民をまず繋ぐには道路整備が必要。

基本的ライフラインの整備、箱物行政からの脱却、黄金世代(60代~90代)パワーの積極的活用、地域産業の育成による雇用創出、教育改革、予防医療、観光産業の充実が必要。 災害時の避難場所が少ないため、箱物整備を含めた避難場所の確保や災害時におけるへ リコプターによる援助を考慮に入れて検討して欲しい。

長期的ビジョン、長期的視点を市民と行政が共有していかないと、例えば目先の要望、 目先のことで行政と市民が協働してしまうと、大きな目標というのが崩れてしまう。かえ って、まちを壊してしまう結果になってはとても残念だと思う。